

フリーランスのお取引様への委託における当社の指針

当社がお取引先様へ業務（以下「本件業務」といいます）を委託する場合（以下当該委託の契約を「本契約」といいます）において、お取引先様が特定受託事業者である場合、以下の定めが適用されるものとします。

- （１） 本契約の有効期間が6カ月以上である場合、お取引先様は、当社に対し、妊娠、出産、育児または介護（以下「育児介護等」という）と両立しつつ、本件業務に従事する上で必要な配慮を申し出ることができるものとします。

その場合、お取引先様は、当社に対し、求める配慮の具体的な内容および育児介護等の具体的な状況を併せて説明するとともに、当社の求める協議に応じなければならないものとします。

当社は、お取引先様の申出内容を検討した結果をお取引先様に通知し、必要な配慮を行うことができない場合には、お取引先様に対してその理由を説明するものとします。

- （２） 当社は本件業務において、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントまたはパワーハラスメント（以下、これらを総称して「ハラスメント行為」といいます）により就業環境が害されることのないよう、フリーランス法の規定に従って必要な措置を講じます。

- （３） お取引先様は本件業務におけるハラスメント行為に関し、次に定める窓口にご相談・通報することができるものとします。

- ① 当社のHP右上の「[お問い合わせ](#)」